

基本法第20条関係（国民の理解の増進）

犯罪被害者等の要望に係る施策の

広報・啓発活動の実施、犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進

- ・ 虐待・性暴力・ストーカー・DV 被害の長期的影響や深刻さを伝え、発生を防止することの重要性について啓発する。
- ・ 子どもの日に子どもの被害の問題についてのキャンペーンを行う。
- ・ 行政が被害者に対する国民の理解を率先してアピールすること。

厚生労働省においては、児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月を児童虐待防止推進月間と定め、その期間中、ポスター・リーフレットの作成及び講演会・シンポジウムの開催など集中的な広報啓発活動を行っている。

重度障害者やその家族に対する社会の見方を改善してほしい

障害者自立支援・社会参加総合推進事業の中の都道府県が実施主体となっている「障害に関する正しい知識の普及啓発事業」に国庫補助を行っており、重度障害者も含めた障害者に対する理解を促進する取り組みをおこなっているところ。

また、平成16年3月に、心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において『「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～』が取りまとめられた。以後、地域における普及啓発の取り組みの参考としていただくため、都道府県・指定都市に対し周知を図ってきているところである。

子どもがDVを目撃することも児童虐待であるという認識を徹底してほしい

平成16年10月に施行された改正児童虐待防止法において、児童虐待の定義を見直し、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等も児童虐待に含まれることとされたところ。

これを踏まえ、児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月を児童虐待防止推進月間と定め、その期間中、ポスター・リーフレットの作成及び講演会・シンポジウムの開催など集中的な広報啓発活動を行っている。

基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに整理することが適当でない事項

脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮等

「脳死」臓器移植法及びその改訂法案の検討にあたっては、被害者の家族、遺族の現状を十分に反映する。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第7条において、医師が死体から臓器を摘出する場合、当該死体について刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第1項の検視その他の犯罪捜査に関する手続きが行われるときは、当該手続きが終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならないと規定している。

また、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年健医発第1329号）において、医師は、法的脳死判定を行う場合に、確実に診断された内因性疾患により脳死状態であることが明らかである者以外の者であるときは、速やかに、法に基づく脳死判定を行う旨を所轄警察署長に連絡することとし、犯罪捜査に関する手続きが行われる場合には必要な協力をするなどとし、当該手続の終了後でなければ臓器を摘出してはならないとしている。

臓器提供者（交通事故被害者等を含む。）の家族に特有な心理的な問題等については「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下の「ドナー家族の心情把握等作業班」を設置しているところであり、今後とも現状把握に努めてまいりたい。